

令和5年

第9回

石川町議会定例会提出議案書

令和5年12月7日提出

第9回石川町議会定例会提出議案

議案第82号	石川町印鑑の登録及び証明に関する条例 の一部を改正する条例	1
議案第83号	石川町議会議員の議員報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第84号	石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第85号	石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第86号	石川町会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第87号	石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	19
議案第88号	石川町手数料条例の一部を改正する条例	23
議案第89号	石川町小学校及び中学校条例の一部を改正する条例	28
議案第90号	石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第91号	石川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	33
議案第92号	石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	36
議案第93号	石川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	49
議案第94号	石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例	51
議案第95号	令和5年度石川町一般会計補正予算（第7号）	59
議案第96号	令和5年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）	59
議案第97号	令和5年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号）	59

議案第98号	令和5年度石川町介護保険 特別会計補正予算（第3号）	……	60
議案第99号	令和5年度石川町水道事業会計補正予算（第1号）	……	60
議案第100号	真明田橋橋梁修繕工事請負変更契約の締結について	……	61
議案第101号	石川町認定こども園用地造成工事請負変更契約 の締結について	……	62

現行	改正案
<p>7項に規定する個人番号カードをいう。) _</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を利用する者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>7項に規定する個人番号カードをいう。) <u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u>を利用する者は、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を用いて多機能端末機で印鑑証明書を取得できるようにするために、所要の改正を行うため。

議案第 83 号

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 51 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 5 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に 100 分の 15 を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に _____ _____ 100 分の 162.5 _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>	<p>第 5 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に 100 分の 15 を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 162.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p>

第 2 条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 5 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退</p>	<p>第 5 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退</p>

現行	改正案
<p>職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うため。

議案第84号

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町長等の給与に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に_____</p> <p>_____100分の162.5_____</p> <p>_____を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する</u> <u>場合においては100分の162.5、12</u> <u>月に支給する場合においては100分の1</u> <u>72.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 石川町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 町長等に対しては、第2条に定める給料のほかに石川町職員の給与に関する条例（昭和41年石川町条例第6号）の適用を受ける町職員（以下「町職員」という。）の例</p>

現行	改正案
<p>により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の172.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>により、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づく、一般職員の給与改定に準じて所要の改正を行うため。

議案第 85 号

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 石川町職員の給与に関する条例（昭和 41 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ _____ 100 分の 120 _____ _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」 _____ とする。</p> <p>4 ~ 7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 120、12 月に支給する場合においては 100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」、<u>「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」</u> とする。</p> <p>4 ~ 7 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額と</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額と</p>

現行	改正案
<p>する。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に_____ <u>100分の97.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____ <u>100分の47.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>する。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

(別紙)

第2条 石川町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>

現行	改正案
<p>に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の97.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の47.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」 _____とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の100</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の石川町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第1 (第3条関係)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	211,800	244,600	276,500	301,000	330,300
	2	166,400	213,500	246,100	278,400	303,200	332,600
	3	167,600	215,200	247,600	279,900	305,300	334,800
	4	168,700	216,500	249,100	281,400	307,400	336,900
	5	169,900	218,100	250,400	283,000	309,300	338,900
	6	171,100	219,900	251,900	284,900	311,400	341,000
	7	172,200	221,300	253,400	286,900	313,200	343,000
	8	173,300	222,900	254,900	288,600	314,900	344,900
	9	174,400	224,400	256,500	290,300	316,700	347,000
	10	175,700	225,900	257,800	292,200	318,900	349,000
	11	177,000	227,100	259,300	294,200	321,200	351,100
	12	178,400	228,600	260,500	296,100	323,200	353,100
	13	179,700	229,900	261,700	297,900	325,200	355,100
	14	181,100	231,400	263,100	299,700	327,200	357,100
	15	182,400	232,700	264,300	301,400	329,100	359,100
	16	183,900	234,300	265,700	302,800	331,100	361,200
	17	185,200	236,100	266,900	304,400	333,200	363,100
	18	186,600	237,400	268,600	306,500	335,300	365,100
	19	188,000	239,100	269,800	308,600	337,300	367,100
	20	189,400	240,400	271,100	310,500	339,300	369,100
	21	190,900	241,900	272,500	312,200	341,200	370,900
	22	193,200	243,500	274,100	314,100	343,200	372,900
	23	195,500	244,900	275,900	316,100	345,300	374,700
	24	197,800	246,400	277,500	317,900	347,200	376,700
	25	200,500	247,800	279,000	319,700	348,800	378,600
	26	202,100	249,300	280,600	321,700	350,800	380,600
	27	203,900	250,700	282,400	323,800	352,800	382,500
	28	205,600	251,800	284,100	325,900	354,800	384,500
	29	207,100	252,900	285,800	327,800	356,400	386,200
	30	207,700	254,000	287,400	329,900	358,300	388,000
	31	209,500	255,000	289,000	331,900	360,100	389,800
32	210,500	256,100	290,700	333,900	361,900	391,600	

33	211,800	257,200	292,200	335,500	363,800	393,100
34	213,200	258,500	293,900	337,500	365,600	394,500
35	214,400	259,300	295,400	339,600	367,300	395,900
36	215,400	259,900	296,800	341,600	369,200	397,300
37	216,700	260,600	298,300	343,200	370,700	398,900
38	218,100	261,800	300,000	345,200	372,000	400,100
39	219,100	263,200	301,600	347,200	373,300	401,400
40	220,100	264,400	303,200	349,200	374,700	402,500
41	221,600	265,500	305,000	351,200	375,800	403,400
42	222,600	266,600	306,600	353,100	376,800	404,600
43	223,600	267,900	308,300	355,000	377,800	405,700
44	224,500	269,000	309,900	356,700	378,900	406,800
45	225,400	270,000	311,500	358,300	379,900	407,600
46	226,300	271,200	313,200	359,800	380,700	408,300
47	227,200	272,400	314,900	361,200	381,600	409,000
48	228,000	273,400	316,400	362,700	382,400	409,600
49	229,100	274,400	317,600	364,100	383,300	410,200
50	230,000	275,600	319,100	365,000	384,100	410,800
51	230,900	276,500	320,700	365,900	384,800	411,400
52	231,900	277,600	322,400	366,900	385,600	412,000
53	232,800	278,600	323,800	367,900	386,300	412,400
54	233,800	279,600	325,300	369,000	387,000	412,700
55	234,500	280,600	326,800	370,100	387,700	413,000
56	235,300	281,500	328,400	371,000	388,400	413,300
57	236,100	282,600	329,900	371,900	389,000	413,500
58	236,900	283,600	331,100	372,600	389,500	413,900
59	237,700	284,700	332,200	373,300	390,100	414,200
60	238,300	285,500	333,400	373,900	390,800	414,400
61	238,700	286,400	334,300	374,200	391,300	414,700
62	239,500	287,400	335,100	374,800	391,900	414,900
63	240,200	288,400	335,900	375,500	392,500	415,200
64	240,900	289,300	336,700	376,200	393,100	415,500
65	241,600	290,100	337,400	376,700	393,500	415,800
66	242,400	290,800	337,800	377,400	394,200	416,100
67	242,800	291,700	338,600	378,100	394,800	416,300
68	243,200	292,600	339,300	378,600	395,400	416,600

69	243,600	293,300	339,900	379,100	395,700	416,900
70	244,200	294,000	340,600	379,700	396,200	417,200
71	244,900	294,800	341,300	380,300	396,900	417,500
72	245,300	295,700	341,900	380,900	397,400	417,700
73	245,700	296,500	342,500	381,400	397,700	417,800
74	246,200	297,000	343,100	382,000	398,200	418,100
75	246,700	297,400	343,700	382,700	398,500	418,400
76	247,200	297,700	344,200	383,300	398,900	418,600
77	247,600	297,900	344,500	383,800	399,200	418,800
78	248,000	298,300	345,000	384,300	399,500	419,300
79	248,600	298,700	345,500	384,900	399,800	419,800
80	249,100	298,900	345,900	385,400	400,000	420,300
81	249,600	299,100	346,300	385,900	400,200	420,700
82	250,200	299,400	346,800	386,500	400,600	421,000
83	250,600	299,600	347,300	386,900	400,900	421,600
84	251,200	299,800	347,800	387,300	401,100	422,300
85	251,700	300,100	348,200	387,700	401,300	422,800
86	252,100	300,400	348,600	388,200	401,900	423,100
87	252,500	300,700	349,100	388,600	402,600	423,700
88	252,900	301,000	349,500	388,900	403,300	424,400
89	253,500	301,300	349,800	389,400	403,700	424,800
90	254,000	301,600	350,300	390,000	404,200	
91	254,400	302,000	350,800	390,500	404,600	
92	254,800	302,300	351,200	390,900	405,200	
93	255,100	302,500	351,400	391,100	405,700	
94		302,800	351,800	391,400	406,200	
95		303,200	352,300	391,800	406,600	
96		303,600	352,700	392,200	407,200	
97		303,800	352,800	392,500	407,700	
98		304,100	353,300	393,000		
99		304,400	353,600	393,400		
100		304,800	354,000	393,800		
101		305,000	354,400	394,100		
102		305,400	354,800	394,600		
103		305,800	355,200	395,000		
104		306,100	355,500	395,400		

	105		306,300	356,000	395,700		
	106		306,600	356,400			
	107		307,000	356,800			
	108		307,300	357,200			
	109		307,500	357,600			
	110		307,900	357,900			
	111		308,300	358,300			
	112		308,600	358,600			
	113		308,700	359,100			
	114		309,100				
	115		309,300				
	116		309,700				
	117		309,900				
	118		310,100				
	119		310,400				
	120		310,600				
	121		310,900				
	122		311,200				
	123		311,500				
	124		311,800				
	125		312,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,700	221,000	262,000	281,900	297,400	323,300

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第86号

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）
の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	165,300	211,800
2	166,400	213,500
3	167,600	215,200
4	168,700	216,500
5	169,900	218,100
6	171,100	219,900
7	172,200	221,300
8	173,300	222,900
9	174,400	224,400
10	175,700	225,900
11	177,000	227,100
12	178,400	228,600
13	179,700	229,900
14	181,100	231,400
15	182,400	232,700

16	183,900	234,300
17	185,200	236,100
18	186,600	237,400
19	188,000	239,100
20	189,400	240,400
21	190,900	241,900
22	193,200	243,500
23	195,500	244,900
24	197,800	246,400
25	200,500	247,800
26	202,100	249,300
27	203,900	250,700
28	205,600	251,800
29	207,100	252,900
30	207,700	254,000
31	209,500	255,000
32	210,500	256,100
33	211,800	257,200
34	213,200	258,500
35	214,400	259,300
36	215,400	259,900
37	216,700	260,600
38	218,100	261,800
39	219,100	263,200
40	220,100	264,400
41	221,600	265,500
42	222,600	266,600
43	223,600	267,900
44	224,500	269,000
45	225,400	270,000
46	226,300	271,200
47	227,200	272,400
48	228,000	273,400
49	229,100	274,400
50	230,000	275,600
51	230,900	276,500
52	231,900	277,600
53	232,800	278,600
54	233,800	279,600
55	234,500	280,600

56	235,300	281,500
57	236,100	282,600
58	236,900	283,600
59	237,700	284,700
60	238,300	285,500
61	238,700	286,400
62	239,500	287,400
63	240,200	288,400
64	240,900	289,300
65	241,600	290,100
66	242,400	290,800
67	242,800	291,700
68	243,200	292,600
69	243,600	293,300
70	244,200	294,000
71	244,900	294,800
72	245,300	295,700
73	245,700	296,500
74	246,200	297,000
75	246,700	297,400
76	247,200	297,700
77	247,600	297,900
78	248,000	298,300
79	248,600	298,700
80	249,100	298,900
81	249,600	299,100
82	250,200	299,400
83	250,600	299,600
84	251,200	299,800
85	251,700	300,100
86	252,100	300,400
87	252,500	300,700
88	252,900	301,000
89	253,500	301,300
90	254,000	301,600
91	254,400	302,000
92	254,800	302,300
93	255,100	302,500

94		302,800
95		303,200
96		303,600
97		303,800
98		304,100
99		304,400
100		304,800
101		305,000
102		305,400
103		305,800
104		306,100
105		306,300
106		306,600
107		307,000
108		307,300
109		307,500
110		307,900
111		308,300
112		308,600
113		308,700
114		309,100
115		309,300
116		309,700
117		309,900
118		310,100
119		310,400
120		310,600
121		310,900
122		311,200
123		311,500
124		311,800
125		312,100

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第 87 号

石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 7 日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石川町国民健康保険税条例(昭和 32 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(国民健康保険税の減額) 第 23 条 (略) 2 (略) (追加)	(国民健康保険税の減額) 第 23 条 (略) 2 (略) <u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月</u>

現行	改正案
	<p><u>までの期間(以下「産前産後期間」という。)</u> <u>のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p><u>場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他町長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明</u></p>

現行	改正案
	<u>らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の石川町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産する被保険者等に係る国民健康保険料を免除するために所要の改正を行うため。

議案第88号

石川町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

石川町手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1 戸籍法（昭和22年法律第24号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本_____又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。以下本表2の項において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円	1 戸籍法（昭和22年法律第24号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の <u>交付</u> 又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書_____の交付	1通につき 450円
2 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本_____又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍	1通につき 750円	2 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の <u>交付</u> 又は同法120条第1項、第120条の2第1項若しくは第1	1通につき 750円

現行		改正案	
に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		<u>26条の規定に基づく除籍証明書</u> 書の交付	
3 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 350円	3 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
(追加)		4 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき400円
4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第	証明事項1件につき 450円	5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第	証明事項1件につき 450円

現行		改正案	
5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明		5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	
(追加)		6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき700円
5 戸籍法第48条第1項の	1通につき 350円	7 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく	1通につき 350円
届出若しくは申請の受理の証明又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の	ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用	届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書	ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用
類に記載した事項の証明書の		類に記載した事項の証明書の	

現行		改正案	
交付	いる場合にあっては、1,400円とする。	交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	いる場合にあっては、1,400円とする。
6 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき 350円	8 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類1件につき 350円
7 (略)		9 (略)	
8 (略)		10 (略)	
9 (略)		11 (略)	
10 (略)		12 (略)	
11 (略)		13 (略)	
12 (略)		14 (略)	
13 (略)		15 (略)	
14 (略)		16 (略)	
15 (略)		17 (略)	
16 (略)		18 (略)	
17 (略)		19 (略)	
18 (略)		20 (略)	
19 (略)		21 (略)	
20 (略)		22 (略)	
21 (略)		23 (略)	
22 (略)		24 (略)	
23 (略)		25 (略)	
24 (略)		26 (略)	
25 (略)		27 (略)	
26 (略)		28 (略)	
27 (略)		29 (略)	
28 (略)		30 (略)	
29 (略)		31 (略)	
30 (略)		32 (略)	
31 (略)		33 (略)	

現行		改正案	
<u>32</u> (略)		<u>34</u> (略)	
<u>33</u> (略)		<u>35</u> (略)	
<u>34</u> (略)		<u>36</u> (略)	
<u>35</u> (略)		<u>37</u> (略)	
<u>36</u> (略)		<u>38</u> (略)	
<u>37</u> (略)		<u>39</u> (略)	
<u>38</u> (略)		<u>40</u> (略)	
<u>39</u> (略)		<u>41</u> (略)	
<u>40</u> (略)		<u>42</u> (略)	
<u>41</u> (略)		<u>43</u> (略)	
<u>42</u> (略)		<u>44</u> (略)	
<u>43</u> (略)		<u>45</u> (略)	
<u>44</u> (略)		<u>46</u> (略)	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、戸籍謄本の広域交付及び戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を発行する場合の手数料を規定するために所要の改正を行うため。

議案第 89 号

石川町小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

石川町小学校及び中学校条例（昭和 39 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

現行		改正案	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
石川町立石川小学校	石川町大字双里字川向 2番地の1	石川町立石川小学校	石川町大字双里字川向 2番地の1
石川町立野木沢小学校	石川町大字曲木字燈籠 場5番地	石川町立石川中学校	石川町大字双里字川向 165番地
石川町立石川中学校	石川町大字双里字川向 165番地		

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 6 年度末で野木沢小学校を閉校し、石川小学校に統合するための改正を行うため。

議案第90号

石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第7条第1項_____、第14条第1項及び第2項、第15第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第7条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同</p>

現行	改正案
<p>項に規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>項に規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的 to 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p>

現行	改正案
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、_____</p> <p>_____ 必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、<u>保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <p>_____</p> <p>_____ よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保育の内容)</p>	<p>2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)</u>を日常的に運行するときは、<u>当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)</u>を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保育の内容)</p>

現行	改正案
<p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

議案第91号

石川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(追加)	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(衛生管理等) 第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措</u></p>	<p><u>組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第6条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等) 第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に</u></p>

現行	改正案
<u>置を講ずる</u> <hr/> <hr/> <u>よう努めなければならない。</u> 3 (略)	<u>対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施するよう努めなければならない。</u> 3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の石川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

議案第92号

石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

現行	改正案
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</u></p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、<u>利用の申込みに係る法第19条第1号</u> <u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同</u> <u>号</u><u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同</u> <u>号</u><u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</u></p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>利用の申込みに係る法第19条第2号</u> <u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用</u> <u>している同条第2号</u><u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号</u> <u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p>

現行	改正案
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受けられる額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u> 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u> _に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受けられる額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合</p>

現行	改正案
<p>算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア） <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>（イ） <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2</p>	<p>算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（ア） <u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>（イ） <u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） <u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） <u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2</p>

現行	改正案
<p>番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第<u>1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下</p>

現行	改正案
<p>この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第3号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>法第1</u></p>	<p>この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第3号</u>の規定により定められた<u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号</u></p>

現行	改正案
<p><u>9条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「<u>法第19条第1項第1号</u>又は<u>第2号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「<u>同号</u>」又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>同号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>同条第2号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1号</u> _____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>

現行	改正案
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（<u>同省令第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあ</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（<u>同令第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあ</p>

現行	改正案
<p>っては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事</p>	<p>っては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（<u>同令</u>第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事</p>

現行	改正案
<p>業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の</p>	<p>業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の</p>

現行	改正案
<p>規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども</p>	<p>規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども</p>

現行	改正案
<p>が優先的に利用できるよう、)とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第3項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域</p>	<p>が優先的に利用できるよう、)とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第3項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号</u>_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域</p>

現行	改正案
<p>型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>型保育の対象となる法第19条第1号____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

議案第93号

石川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

石川町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第30号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、石川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項</u>各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>子育て会議の会議</u>は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>子育て会議の会議</u>の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、石川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項</u>各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 _____会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 _____会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>

現行	改正案
<p>(庶務)</p> <p>第8条 子育て会議の庶務は、<u>保健福祉課</u> _____において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 子育て会議の庶務は、<u>子育て支援担当</u> <u>課</u>_____において処理する。</p>

附 則

この条例は公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第94号

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の120_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」_____とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」、「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額</p>

現行	改正案
<p>とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に_____</p> <p>_____ 100分の97.5 _____</p> <p>_____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____</p> <p>_____ 100分の47.5 _____</p> <p>_____ を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

(別紙)

第2条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u></p> <p>_____ を乗じて得た額に、基準日以前6</p>

現行	改正案
<p>箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」 _____とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規程で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の100</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1 (第4条関係)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	211,800	244,600	276,500	301,000	330,300
	2	166,400	213,500	246,100	278,400	303,200	332,600
	3	167,600	215,200	247,600	279,900	305,300	334,800
	4	168,700	216,500	249,100	281,400	307,400	336,900
	5	169,900	218,100	250,400	283,000	309,300	338,900
	6	171,100	219,900	251,900	284,900	311,400	341,000
	7	172,200	221,300	253,400	286,900	313,200	343,000
	8	173,300	222,900	254,900	288,600	314,900	344,900
	9	174,400	224,400	256,500	290,300	316,700	347,000
	10	175,700	225,900	257,800	292,200	318,900	349,000
	11	177,000	227,100	259,300	294,200	321,200	351,100
	12	178,400	228,600	260,500	296,100	323,200	353,100
	13	179,700	229,900	261,700	297,900	325,200	355,100
	14	181,100	231,400	263,100	299,700	327,200	357,100
	15	182,400	232,700	264,300	301,400	329,100	359,100
	16	183,900	234,300	265,700	302,800	331,100	361,200
	17	185,200	236,100	266,900	304,400	333,200	363,100
	18	186,600	237,400	268,600	306,500	335,300	365,100
	19	188,000	239,100	269,800	308,600	337,300	367,100
	20	189,400	240,400	271,100	310,500	339,300	369,100
	21	190,900	241,900	272,500	312,200	341,200	370,900
	22	193,200	243,500	274,100	314,100	343,200	372,900
	23	195,500	244,900	275,900	316,100	345,300	374,700
	24	197,800	246,400	277,500	317,900	347,200	376,700
	25	200,500	247,800	279,000	319,700	348,800	378,600
	26	202,100	249,300	280,600	321,700	350,800	380,600
	27	203,900	250,700	282,400	323,800	352,800	382,500
	28	205,600	251,800	284,100	325,900	354,800	384,500
	29	207,100	252,900	285,800	327,800	356,400	386,200
	30	207,700	254,000	287,400	329,900	358,300	388,000
	31	209,500	255,000	289,000	331,900	360,100	389,800
32	210,500	256,100	290,700	333,900	361,900	391,600	

33	211,800	257,200	292,200	335,500	363,800	393,100
34	213,200	258,500	293,900	337,500	365,600	394,500
35	214,400	259,300	295,400	339,600	367,300	395,900
36	215,400	259,900	296,800	341,600	369,200	397,300
37	216,700	260,600	298,300	343,200	370,700	398,900
38	218,100	261,800	300,000	345,200	372,000	400,100
39	219,100	263,200	301,600	347,200	373,300	401,400
40	220,100	264,400	303,200	349,200	374,700	402,500
41	221,600	265,500	305,000	351,200	375,800	403,400
42	222,600	266,600	306,600	353,100	376,800	404,600
43	223,600	267,900	308,300	355,000	377,800	405,700
44	224,500	269,000	309,900	356,700	378,900	406,800
45	225,400	270,000	311,500	358,300	379,900	407,600
46	226,300	271,200	313,200	359,800	380,700	408,300
47	227,200	272,400	314,900	361,200	381,600	409,000
48	228,000	273,400	316,400	362,700	382,400	409,600
49	229,100	274,400	317,600	364,100	383,300	410,200
50	230,000	275,600	319,100	365,000	384,100	410,800
51	230,900	276,500	320,700	365,900	384,800	411,400
52	231,900	277,600	322,400	366,900	385,600	412,000
53	232,800	278,600	323,800	367,900	386,300	412,400
54	233,800	279,600	325,300	369,000	387,000	412,700
55	234,500	280,600	326,800	370,100	387,700	413,000
56	235,300	281,500	328,400	371,000	388,400	413,300
57	236,100	282,600	329,900	371,900	389,000	413,500
58	236,900	283,600	331,100	372,600	389,500	413,900
59	237,700	284,700	332,200	373,300	390,100	414,200
60	238,300	285,500	333,400	373,900	390,800	414,400
61	238,700	286,400	334,300	374,200	391,300	414,700
62	239,500	287,400	335,100	374,800	391,900	414,900
63	240,200	288,400	335,900	375,500	392,500	415,200
64	240,900	289,300	336,700	376,200	393,100	415,500
65	241,600	290,100	337,400	376,700	393,500	415,800
66	242,400	290,800	337,800	377,400	394,200	416,100
67	242,800	291,700	338,600	378,100	394,800	416,300
68	243,200	292,600	339,300	378,600	395,400	416,600

69	243,600	293,300	339,900	379,100	395,700	416,900
70	244,200	294,000	340,600	379,700	396,200	417,200
71	244,900	294,800	341,300	380,300	396,900	417,500
72	245,300	295,700	341,900	380,900	397,400	417,700
73	245,700	296,500	342,500	381,400	397,700	417,800
74	246,200	297,000	343,100	382,000	398,200	418,100
75	246,700	297,400	343,700	382,700	398,500	418,400
76	247,200	297,700	344,200	383,300	398,900	418,600
77	247,600	297,900	344,500	383,800	399,200	418,800
78	248,000	298,300	345,000	384,300	399,500	419,300
79	248,600	298,700	345,500	384,900	399,800	419,800
80	249,100	298,900	345,900	385,400	400,000	420,300
81	249,600	299,100	346,300	385,900	400,200	420,700
82	250,200	299,400	346,800	386,500	400,600	421,000
83	250,600	299,600	347,300	386,900	400,900	421,600
84	251,200	299,800	347,800	387,300	401,100	422,300
85	251,700	300,100	348,200	387,700	401,300	422,800
86	252,100	300,400	348,600	388,200	401,900	423,100
87	252,500	300,700	349,100	388,600	402,600	423,700
88	252,900	301,000	349,500	388,900	403,300	424,400
89	253,500	301,300	349,800	389,400	403,700	424,800
90	254,000	301,600	350,300	390,000	404,200	
91	254,400	302,000	350,800	390,500	404,600	
92	254,800	302,300	351,200	390,900	405,200	
93	255,100	302,500	351,400	391,100	405,700	
94		302,800	351,800	391,400	406,200	
95		303,200	352,300	391,800	406,600	
96		303,600	352,700	392,200	407,200	
97		303,800	352,800	392,500	407,700	
98		304,100	353,300	393,000		
99		304,400	353,600	393,400		
100		304,800	354,000	393,800		
101		305,000	354,400	394,100		
102		305,400	354,800	394,600		
103		305,800	355,200	395,000		
104		306,100	355,500	395,400		

	105		306,300	356,000	395,700		
	106		306,600	356,400			
	107		307,000	356,800			
	108		307,300	357,200			
	109		307,500	357,600			
	110		307,900	357,900			
	111		308,300	358,300			
	112		308,600	358,600			
	113		308,700	359,100			
	114		309,100				
	115		309,300				
	116		309,700				
	117		309,900				
	118		310,100				
	119		310,400				
	120		310,600				
	121		310,900				
	122		311,200				
	123		311,500				
	124		311,800				
	125		312,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,700	221,000	262,000	281,900	297,400	323,300

提案理由

福島県人事委員会の勧告に基づき所要の改正を行うため。

議案第95号

令和5年度石川町一般会計補正予算（第7号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第96号

令和5年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第97号

令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第98号

令和5年度石川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第99号

令和5年度石川町水道事業会計補正予算（第1号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年12月 7日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第 100 号

真明田橋橋梁修繕工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

真明田橋橋梁修繕工事請負変更契約の締結について

次のとおり真明田橋橋梁修繕工事請負変更契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 真明田橋橋梁修繕工事 |
| 2 工事の場所 | 石川町大字沢井字真明田地内 |
| 3 契約金額 | 変更前 62,480,000円
変更後 60,974,100円
(1,505,900円の減) |
| 4 契約の相手方 | 福島県石川郡石川町字屋敷入63番地
株式会社志賀建設
代表取締役 志賀壽文 |
| 5 変更の理由 | 橋梁上部工(漏水対策資材の変更) |

議案第 101 号

石川町認定こども園用地造成工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町認定こども園用地造成工事請負変更契約の締結について

次のとおり石川町認定こども園用地造成工事請負変更契約を締結するため、石川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 石川町認定こども園用地造成工事 |
| 2 工事の場所 | 石川町字関根地内 |
| 3 契約金額 | 変更前 191,180,000円
変更後 207,867,000円
(16,687,000円の増) |
| 4 契約の相手方 | 福島県石川郡石川町字屋敷入63番地
株式会社志賀建設
代表取締役 志賀壽文 |
| 5 変更の理由 | 土工(敷地造成・接続道路)の変更
擁壁工・排水構造物の変更
電柱移設工の追加
構造物撤去・立木伐採の追加等 |

